

第12章 貿易と安全保障 ——接近・摩擦と関係性の変容——*

川瀬 剛志

はじめに—貿易と安全保障の接近と摩擦—

従来貿易と安全保障は比較的互いに適切な距離感を保った関係にあった。各国は国際安全保障貿易管理レジームの合意及び相場感、並びに国連制裁決議等を踏まえ、安全保障目的の通商措置を慎重に援用した。また、GATT21条に規定される安全保障条項は「伝家の宝刀」であり、各国はみだりにこれを通商制限の正当化に援用することはなかった¹。GATT1947、WTOを通じて初めてこのGATT21条を解釈・適用したロシア・貨物通過事件（DS512）においても、パネルは加盟国が一般的に同条の援用に自制を働かせてきた事実を認めている²。

しかしトランプ政権の発足後、この状況は一変する。同政権は、安全保障上の懸念を理由とした1962年通商法232条に基づく鉄鋼・アルミニウム製品に対する追加関税、そして戦略技術・産業における強制技術移転及び知的財産の盗用等を理由として、一連の1974年通商法301条による対中関税引き上げを相次いで発動した。更に輸出管理規則（EAR）、2019会計年度国防権限法（NDAA）、及び国際緊急経済権限法（IEEPA）等に基づき、ZTE、ファーウェイ、ハイクビジョン、及びバイトダンスといった中国の主要通信・IT企業の米国との貿易・投資からの排除を進めたのも、ここ数年のことである³。

日本もこうした動向に無縁ではなく、2019年7月には、韓国に対する一連の輸出管理見直しを実施し、戦後最悪と言われた日韓関係を背景に、二国間紛争は長期化している。加えて、おりからの中国に対する警戒感から、2022年5月に岸田政権の下で経済安全保障推進法が成立した。同法は直接的に戦略物資・技術に関する貿易・投資を規制するものではないが、重要物資の安定強化や基幹インフラ役務の安定的提供の確保は、運用によっては貿易・投資のフローに影響し得る。

貿易と安全保障の接近と摩擦は、WTOにおいても顕在化している。ウクライナ危機に関する上記のロシア・貨物通過事件パネルが2019年4月に判断を示したのに引き続き、2020年6月のサウジアラビア・知的財産権事件（DS567）⁴においても、カタール危機をめぐる安全保障条項の適用についてパネルの判断が示された。また、WTOには、米国の232条措置に関する米国・鉄鋼及びアルミ製品事件（DS544ほか）⁵、また日本の対韓輸出制限に関する日本・対韓技術輸出事件（DS590）⁶がそれぞれ付託されており、これらの案件ではGATT21条援用可能性の検討・判断は不可避となる。更に2022年2月下旬からのロシアによるウクライナ侵攻により、米国を中心とした西側同盟国による大規模な対露経済制裁が実施されている。これらはいずれもWTO協定、特にGATTに適合しない制限や差別であり、やはりGATT21条援用可能性が問題となり得る。

昨今の貿易と安全保障の接近と摩擦の背景には、安全保障が伝統的な軍事・防衛上の関心からより多様な政策課題へと拡大し、またその中で通商措置がこれまでのように主に兵器及び兵器転用可能な民生品の取引を制限する安全保障貿易管理を中心とした利用に止まらない例が見られるようになったことがある。本章では、こうした昨今の国際通商ルール

と安全保障の関係をめぐる新たな動向と課題を概観する。

1. WTO 協定と安全保障

安全保障目的の通商措置はしばしば輸出入の制限や差別を伴う。例えば、ワッセナー・アレンジメント (WA) やオーストラリア・グループ (AG) に代表される安全保障貿易管理レジームの本質は、同種の製品の輸出について、仕向地別に許可を求め異なる手続を課す差別であり、また時には輸出を禁じるものである。このような制度は、GATT 1 条 1 項 (輸出手続に関する一般最恵国待遇 (MFN))、同 11 条 1 項 (輸出許可・制限の禁止)、同 13 条 1 項 (11 条違反措置の差別的適用の禁止) 等に適合しない。また、本章 3. (4) で後述のように、現在の対露制裁も同様に評価できる。

従って、安全保障貿易管理措置にかぎらず、何らかの安全保障上の理由によって通商制限が課される場合、いずれかの例外又は適用除外規定の援用によってこれを正当化する必要がある。このため、WTO 協定においては、GATT 21 条、GATS 14 条の 2、そして TRIPS 協定 73 条に、それぞれほぼ同一の文言からなる安全保障条項が設けられている。以下、一例として GATT 21 条を挙げておく。

第二十一条 安全保障のための例外

この協定のいかなる規定も、次のいずれかのことを定めるものと解してはならない。

- (a) 締約国に対し、発表すれば自国の安全保障上の重大な利益に反するとその締約国が認める情報の提供を要求すること。
- (b) 締約国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める次のいずれかの措置を執ることを妨げること。
 - (i) 核分裂性物質又はその生産原料である物質に関する措置
 - (ii) 武器、弾薬及び軍需品の取引並びに軍事施設に供給するため直接又は間接に行なわれるその他の貨物及び原料の取引に関する措置
 - (iii) 戦時その他の国際関係の緊急時に執る措置
- (c) 締約国が国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基く義務に従う措置を執ることを妨げること。

この GATT 21 条を含む WTO 協定上の安全保障条項については、各国が慎重かつ抑制的に援用してきた結果、これまでパネルの判断が示されるに至った紛争は、前述のロシア及びサウジアラビアに関する 2 件にとどまる。これらはいずれも GATT 21 条及び TRIPS 協定 73 条それぞれの (b) (iii) (戦時その他の国際関係の緊急時に執る措置) に関する事案であった⁷。

両パネルは安全保障条項が濫用されることのないよう、一定程度パネルによる事後的な審査を試みている。ロシア・貨物通過事件において、被申立国のロシアは、安全保障条項の援用あるいは事案の政治性を理由としてパネルの管轄権否認を主張した。しかし同パネルは、安全保障はパネル逃れの「呪文 (incantation)」たり得ないと喝破した⁸。GATT 21 条 (b) 柱書には「安全保障上の重大な利益」の保護を目的とする措置の必要性は「(締約国が) 認める (which it considers...)」ものであるとして、援用国の自己判断 (self-judging) を許容す

る文言がある。本件パネルはこの自己判断は問題の措置の (b)(i) ~ (iii) 適合性の判断には及ばず、この点はパネルの客観的な審査に服すると解釈した⁹。サウジアラビア・知的財産権事件パネルも、これを踏襲している¹⁰。

更に自己判断的文言についても、両事件パネルは、安全保障条項を援用する被申立国がこれを誠実に解釈・適用しているかの審査(誠実審査—good faith review)を行うと判断した。この柱書適合性の誠実審査については、両事件パネルはそれぞれの状況で「安全保障上の重大な利益」を定義する裁量を加盟国に広く認める一方、①安全保障上の重大な利益を明確に説明し、加えて、②当該利益の保護のために措置が取られたことにつき「もっともらしい説明が最低限求められる (a minimum requirement of plausibility)」と説示している¹¹。しかしいずれも求められる説明水準は極めて低く、例外の有効な濫用防止たり得るか否かは疑わしい¹²。

もっとも、これら2つのWTO紛争はいずれも(b)(iii)の適用事例で、しかも戦争に準じるかその可能性を孕む切迫した国際関係の緊張を背景にした案件であった。それゆえパネルの誠実審査も限定的であったとも考えられ、そのような状況になく、(b)の他のサブパラグラフが適用される事案では、パネルがより厳密な審査を行う可能性は否定できない。

2. 日韓輸出管理紛争

(1) 問題の措置—国際安全保障貿易管理レジームの国内実施か、エコノミック・ステイトクラフトか—

冒頭に述べたように、昨今増加する貿易と安全保障の接近・摩擦により、この安全保障条項の援用が今後増えることが予想される。その意味において、WTOパネルに係属中の日本・対韓技術輸出事件は、以下のような理由により、昨今の安全保障概念の広がり背景に、安全保障条項の限界が試される事案として注目すべきものである。

本件は、2019年7月に経済産業省が対韓輸出管理の運用見直しを突如発表したことに端を発する。この見直しは、①フッ化水素、フッ化ポリイミド、及びレジストの対韓輸出を包括許可から個別許可へ移行すること(3品目運用見直し)、並びに②韓国をキャッチオール規制の対象とすること(ホワイト国除外)を柱とするものである¹³。見直しの理由としては、両国の信頼関係毀損、未だ詳細が明かされない「不適切事案」(輸出管理対象物資の第三国への流用あるいは軍事転用が疑われる)、及び韓国の貿易管理体制の脆弱性が指摘されている。

対象の化学物質3品目ともWG又はAGのリスト搭載品目であること、キャッチオール規制もWA上の制度であることから、本件措置は安全保障貿易管理レジームの実施に関係している。それゆえ本件は、明らかな例外濫用が疑われる米国・鉄鋼及びアルミ製品事件とも、また深刻な国際関係の緊張を背景とするロシア、サウジアラビアの2件のWTO紛争とも異なり、WTO法体系の中で平常時に許容される安全保障目的の通商措置について、加盟国の裁量の限界を模索する事案である。実際、日本も当該措置をこれら国際レジームの実施措置として位置付けている。

他方、韓国は3品目見直しをある種のエコノミック・ステイトクラフト(economic statecraft)として認識している。エコノミック・ステイトクラフトとは、自国の外交政策目標達成のために、信念、態度、及び感情を含む他の国際的主体の行動変容を促す経済政

策手段を指す¹⁴。上記の運用見直し措置については、その発表直後に、安倍総理、菅官房長官、及び世耕経産相（いずれも当時）が、日韓の信頼関係毀損の背景として、いわゆる徴用工に対する損害賠償問題をめぐる2018年秋の一連の韓国大法院判決とその韓国政府の対応に言及した。エコノミック・ステイトクラフトには実施する側の政治的意思の強制が伴うが、韓国はこれら日本側要人の発言を、徴用工問題への満足のいく対応を求めたものと理解したことが指摘されている¹⁵。

エコノミック・ステイトクラフトの手法として、グローバルバリューチェーンの深化を背景に、ある製品を生産するにあたり choke point となる重要物資・技術へのアクセスに対して制約を課し、政治的目的を達成する「相互依存の武器化 (weaponized interdependence)」が用いられる¹⁶。今回の対象物資・技術については、特に日本が供給源として圧倒的なシェアを韓国内で占めていることから、3品目見直しもこれに類する措置と言える¹⁷。

本件においては、韓国が日本の要請に従い、輸出管理制度の拡充を図ったにもかかわらず、3品目見直し、そしてホワイト国除外も従前の状態に戻ることはなかった。こうした状況を踏まえ、当初日本にはその意識はなかったとしても、「結果として」徴用工問題に関する政治的意思を伝えるエコノミック・ステイトクラフトとなったと評価される¹⁸。

(2) 3品目運用見直しの GATT21 条適合性¹⁹

韓国は今回3品目運用見直しのみについて WTO 協定違反を争っているが、当該措置は同種の産品に包括許可対象国への輸出と比べて負担の多い手続を差別的に課することから GATT1 条1項に、また輸出に許可制を導入していることから同11条1項に適合しない。

パネルでは、日本は当該措置の GATT21 条適合性の主張・立証を求められることになるが、「不適切事案」が明らかにされない以上、現時点で当該措置の同条適合性の評価は難しい。しかしながら、措置の内容や日韓関係の現状から、本件で少なくとも同条 (a)、(b)(i) 及び (iii) が援用できないことは明らかであり、(b)(ii) 適合性が争点となる。

(b)(ii) については先例がないため3品目運用見直しの適合性は見通しがたいが、対象貨物が広く定義されており（「その他の貨物及び原料」）、また間接的な（すなわち、取引の途中に第三者が介在する、あるいは途中で物資が原材料として使用される）取引も含まれる点で、対象措置の間口は広い。しかし、「軍事施設 (military establishment)」の範囲が正に軍隊に限定して狭く解釈される可能性があり、また規制対象の取引が軍事施設への供給を目的としていること（「～ため (for the purpose of...)」）が立証されなければならない。

3品目運用見直しは、仮にこれが (b)(ii) に該当するとしても、更に (b) 柱書の誠実審査に服することになる。誠実審査の基準について、パネルは本章1. で上述した以外は明らかにしていない。しかし、例えば刑事司法共助事件(ジブチ対フランス)国際司法裁判所(ICJ)判決や CC/Devas 事件常設仲裁裁判所(PCA)判決等、他の国際紛争解決フォーラムの先例は、安全保障に無関係な事項の考慮や例外の目的外利用が認められる場合、自己判断的な安全保障条項の誠実解釈義務違反を構成することを明らかにしている²⁰。

WTO パネル・上級委員会は、一般的には措置の目的をその構造や運用から客観的に読み解く。3品目運用見直しについては、WA 及び AG に基づく貿易管理上の国際的慣行への準拠性、並びに本件における安全保障上の懸念（特に「不適切事案」及び韓国貿易管理制

度の脆弱性)に鑑みた措置の合理性から、これを導くことができる。とりわけ、数多くのリスト規制品目の中で特に3品目を選択したこと、また、見直し実施後に韓国側からの協議に頑なに応じなかったこと、及び、日本からの指摘に応じた韓国の制度改変にもかかわらず日本が3品目運用見直しの撤廃・緩和に応じないこと等の事実に対する合理的説明は、本件措置の客観的な規制目的が「安全保障上の重大な利益の保護」にあったことを示す点で、重要になる。

なお、WA及びAGへの準拠性は、恣意性を排し、真摯に安全保障目的の輸出管理を実施することの証左として誠実審査の重要な要素であることは明らかだが、それ自体がGATT21条適合性を保証するものではない。WA及びAG等国際安全保障貿易管理レジームの合意はWTO紛争における適用法規ではなく、あくまで措置のGATT21条の要件への適合性が求められることは言うまでもない。

また、3品目運用見直しのエコノミック・ステイトクラフトとしての側面については、GATT21条の文言はこれを一律に排除するものではなく、やはりその背後の政治的意思と目的が「重大な安全保障上の利益」に関わるか否かが問題となろう。本件では(b)(ii)が援用されるとして、これを文脈として解釈すれば、「重大な安全保障上の利益」は伝統的な軍事・防衛上の関心・利益に限定されると理解できる。従って、日本側政府要人の発言に見られるように、徴用工問題における韓国の対応をコントロールすることが目的であれば、誠実審査に耐え得る説明は困難であろう。

もっとも、規制目的は主観的な証拠だけでなく、措置の構造や適用等から客観的に導けるものである。よって、上記のようなWA等への準拠性などの検討により、3品目運用見直しの規制目的が明らかにされることになる。

3. 貿易と安全保障の新展開

(1) 安全保障概念の拡大

上記の日韓紛争におけるエコノミック・ステイトクラフトとしての通商措置の援用は、安全保障目的の通商措置の適用範囲が伝統的な軍事・防衛上の意味での安全保障の範囲を超えていることを示唆する。同様の傾向は最近の他の措置にも見られる。例えば米国の232条措置は、露骨な通商目的のエコノミック・ステイトクラフトとしての措置であったことは、トランプ大統領の言説とその後のUSMCAや日米貿易協定交渉等の結果から明らかである。また、対中301条関税も軍事的優位を決定づける技術覇権に関する安全保障上の関心に裏付けられながらも、2020年米中合意を見るかぎり、結局のところ米国産品の購入拡大や農産物・サービスの市場アクセス拡大等、全く安全保障に無関係な目標達成に結実している²¹。

他方、これらの日米の措置は内実は政治あるいは経済目的のエコノミック・ステイトクラフトでありながら、仮に口実であれ、一応の目的や措置の対象物品において伝統的な軍事・防衛上の意味での安全保障に関連付けられている。しかし昨今は「安全保障化(securitization)」により、安全保障の概念自体が拡大しつつある。「安全保障化」とは、存続に対するある脅威についての共通認識、及び当該脅威への集団的な対応を構築する自己言及的な慣行である、と定義される²²。すなわち、ある集団において主観的に脅威と認識された事項が、安全保障上の課題として位置付けられることになる。Nasu(2021)は、冷

戦後国際社会において、あらゆる課題が安全保障マターとして認識されるようになる「全面的な安全保障化（securitization of everything）」が起きていることを指摘する。この結果、伝統的に安全保障マターとして認識される軍事・防衛上の課題を超えた政策課題が、広く安全保障の射程に含まれるようになる²³。

このような「全面的な安全保障化」は、米国の国家安全保障戦略（National Security Strategy—NSS）でも具現化されている。2022年10月に公表されたバイデン政権のNSSでは、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）のパンデミック、気候変動・地球温暖化、食料危機、技術、及び通商等、従来の典型的な安全保障マターを大幅に超える課題が提起されている²⁴。また、こうした「全面的な安全保障化」は米国のみならず、中国にも見られる。習近平国家主席は2014年の中央国家安全委員会で「総体国家安全観」を提唱し、その範囲は政治、国土、軍事、経済、文化、社会、科学技術、情報、生態系、資源、及び核の11分野に及ぶ。翌年制定された国家安全法は、この総体国家安全観の堅持を規定している²⁵。

このうち代表例として気候変動・地球温暖化を見ると、海面上昇による国土の浸食・消失（例：ツバル）、干魃及び大型台風等の異常気象がもたらす災害、水・食糧不足、並びにそれらに伴う移民や紛争等の社会的騒乱を引き起こし、国民の生命・身体の安全や領土を脅かすことから、安全保障上の関心事項として認識されている²⁶。バイデン政権も、発足直後の2021年1月の大統領令において、気候変動・温暖化を「米国の外交政策及び安全保障の中核（the center of U.S. foreign policy and national security）」として位置付けている²⁷。

パンデミックも安全保障化されている。2020年初頭から続く新型コロナウイルス感染症の世界的流行は、それ自体が多数の人命を奪うだけでなく、首都や主要都市のロックダウンをもたらすことで国家運営機能を低下させ、また、日本の自衛隊を含め、大規模ワクチン接種、感染者隔離、ロックダウン、遺体処理、及び国境検疫等に軍事組織が動員される事例は、各国で枚挙にいとまがない。こうしたパンデミックは、HIVの流行を受けて90年代から米国によって安全保障上の課題として位置付けられただけでなく、2000年前後から国連安全保障理事会、またWHOにおいても同様に認識されるようになり、以後WHOにおいてグローバル公衆衛生安全保障に関する制度枠組みが発展してきた²⁸。

加えて、人権も注目すべき政策課題である。米国はハイクビジョン、ダーファ、及びセンスタイムといった、新疆ウイグル自治区や香港における弾圧で使用される監視カメラや顔認証システム等の技術を提供する中国企業をエンティティリストに記載し、EARを適用した。その際、米国はこれらの人権弾圧を明確に米国の安全保障上の脅威として位置付けている²⁹。上記の2022年版NSSや、後述の民主主義サミットにおける輸出管理枠組みの新提案も含め、価値外交の中核として、米国は人権を安全保障化していることが窺える。

WTOは以前からこれらの課題について無頓着であったわけではなく、仮にその対応に通商措置を必要とする場合、かかる措置は基本的にはGATT20条を中心とした例外条項に依拠して発動すべきものと理解されてきた。例えばEU（欧州連合）が導入を検討する国境税調整のような温暖化防止目的の措置であれば、大気を有限天然資源と解釈する米国・ガソリン事件パネル・上級委員会判断に依拠して、GATT20条(g)で対処できるだろうし、また気候変動の防止により水資源、生物多様性、森林といった資源が保護される点でも(g)採用の可能性が生じる³⁰。また、パンデミック対応において、例えば外国人の入国禁止がサービス第4モードの市場アクセス約束に反するのであれば、GATS14条(a)及び(b)で対処でき、

マスク、洗浄液、医療機器、及びワクチン等の不足時に実施する輸出制限は、GATT11 条 2 項 (a) 及び同 20 条 (j) によって正当化できる³¹。こうした例外条項が幅広い政策上の関心に対応することで安全保障条項の頻繁な援用を防ぎ、貿易と安全保障の抵触を防いできた³²。

しかし、今後これらの「全面的な安全保障化」が WTO に流れ込めば、幅広い非貿易的関心事項に対応する措置の正当化に際して、GATT20 条ほかの例外条項に代わって、安全保障条項が幅広く援用され得る。安全保障化は、外的脅威として認識された事態への対応によって既存ルールへの違反をもたらし、かかる違反の正当化を意図するものである³³。WTO 協定のように、安全保障が条約上の例外又は適用除外として規定され、特にそれが具体的ではなく主観的な文言で規定される場合、安全保障条項の解釈は安全保障化の影響を受けやすい³⁴。安全保障条項は自己判断的な文言を含み、援用する加盟国の裁量を広く認めることから、GATT20 条のような例外条項よりも適合性の確保は容易である。実際、米国では、温暖化防止目的の国境税調整のような措置を、通商拡大法 232 条の下で発動する可能性が議論されている³⁵。

WTO 協定の安全保障条項においては、「安全保障上の重大な利益」は、国家の「本質的機能 (the quintessential function)」、すなわち外的脅威からの領土・国民の保護、及び国内の法・公の秩序維持に関する利益であると理解されている³⁶。温暖化で領土が喪失する、気候変動に伴う人の移動が騒乱をもたらす、パンデミックで実質的な人口減がもたらされるといった事態は、程度によってはこの「安全保障上の重大な利益」を損なうものになり得る。

他方、現在の WTO 協定の安全保障条項は援用できる局面が限定されており、特に (b) では各サブパラグラフは軍事的状況にのみ言及していることから、そのような性質の事態に関係する措置のみが対象となる。また、(b) ではサブパラグラフは柱書の解釈における直近の文脈として「安全保障上の重大な利益」の内容を規定するので、おのずとこの「利益」も伝統的な軍事・防衛上の安全保障に関連するものに限定される。更に、条文の構造上、仮に例えば気候変動・地球温暖化がある種の安全保障上の課題であるとして、そのことをもって直ちにそれに関連する措置が GATT21 条の範囲内にあるものとみなされるのではなく、各加盟国が取る個別の措置が具体的に (b) のいずれかのサブパラグラフに該当することが前提となる³⁷。その意味では、軍事・防衛上の関心に全く関連せず、純然たる温暖化対応のための措置は、GATT 21 条、少なくとも同 (b) の範囲からは外れるものと言わざるを得ない。

しかし、このように WTO の安全保障条項が新たな安全保障上の関心に適応できないとすれば、立憲的体制としての WTO はその正統性を失いかねない。にもかかわらず、この「善意だが新しい (good faith but novel)」³⁸ 安全保障上の関心と安全保障条項の濫用との峻別は時に困難であり、WTO には加盟国に対する適切な謙抑を維持しつつ、濫用を防止する困難な責務が課せられる。本来は WTO パネル・上級委員会の審査基準を調整することにより (例えば誠実審査の導入)、紛争解決手続による GATT21 条の解釈、適用を通じてこれを実現することが期待されるが、限界も指摘される³⁹。今後は、例えば WTO 理事会・委員会のような行政組織における政治的解決、あるいは安全保障関連措置に対するリバランスによる利害調整など、より非司法的で制度的な調整によって、変容する安全保障概念の下での加盟国裁量を尊重しつつ安全保障条項の濫用防止を図ることが提案されている⁴⁰。

(2) 地域貿易協定と安全保障条項—中国による CPTPP 加入申請の示唆—

こうした安全保障の拡大と貿易・投資との関係の整理は、今後 WTO から地域貿易協定へと拡大する可能性がある。日本が当事国であるものについて言えば、例えば CPTPP29.2 条、RCEP17.13 条等にも WTO 協定類似の安全保障条項が設けられており、今後上記のような広く安全保障を理由とした貿易・投資制限がアジア太平洋で拡大するとすれば、そうした条項の解釈や適用範囲が課題となる。

安全保障条項の適用範囲の明確化については、特に CPTPP において急務となる。2021 年 9 月に中国が加入を正式申請するに際して、特に国有企業、労働、電子商取引、及び政府調達各章について、協定適合性確保に多くの課題が残されていることが指摘されている⁴¹。しかし、安全保障条項の幅広い援用により、中国の加入が容易になる可能性も併せて論じられている⁴²。

その CPTPP29.2 条は以下のように規定する。

第二十九・二条 安全保障のための例外

この協定のいかなる規定も、次のいずれかのことを定めるものと解してはならない。

(a) …

(b) 締約国が国際の平和若しくは安全の維持若しくは回復に関する自国の義務の履行又は自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める措置を適用することを妨げること。

このように、CPTPP の安全保障条項は GATT21 条 (b) の柱書相当部分のみで構成され、(i) ~ (iii) 相当部分、つまり適用可能な状況を限定する客観的基準であり、また「安全保障上の重大な利益」の範囲を規定する文脈となるサブパラグラフを伴わない。このため、CPTPP29.2 条では「安全保障上の重大な利益」が GATT21 条 (b) のように軍事・防衛上の関心に限定されることなく、「安全保障上の重大な利益」を自己規定する締約国の裁量は、GATT21 条 (b) 下よりも拡大すると解される。

もっとも、ドイッチェ・テレコム対インド事件、及び CC/Devas 対インド事件の各 PCA 判決は、それぞれ独印投資条約 12 条⁴³ 及びモーリシャス・インド投資条約 11 条 3 項⁴⁴ の解釈にあたり、「安全保障上の重大な利益 (essential security interests)」を軍事・治安維持に関する利益に限定して捉え、それを超える社会的利益はこれに該当しないと解釈している⁴⁵。これらの条文にはいずれも GATT 21 条サブパラグラフに相当する文言がないにもかかわらず、特にドイッチェ・テレコム判決は、「安全保障上の重大な利益」の文言自体がそのような広い解釈を許容しないことを示唆している⁴⁶。また、両判決は、文脈としてほかの規定が狭義の安全保障以外の利益に言及していることも指摘している。

このように考えると、これらの条文と同様に「安全保障上の重大な利益」を限定する文言がない CPTPP 29.2 条についても、上記の投資条約の安全保障条項のように狭く解釈される可能性がある。特に狭義の軍事・防衛上の関心を超える事項は、CPTPP29.1 条（一般的例外）をはじめ、ほかの例外・適用除外条項（例えば CPTPP9.12 条、14.11 条 3 項、17.13 条等）に規定されており、そのかぎりにおいて安全保障上の重大な利益の範囲に含まれないと解釈する余地がある。もっとも、TPP 協定前文（CPTPP 協定 1 条 1 項により CPTPP

に組み込まれている)は、「公共の福祉を保護し、並びに公共の福祉に係る正当な目的…を保護するための締約国の柔軟性を保持することを決意する」と述べており、安全保障条項における締約国の裁量を広く解釈するための文脈及び趣旨・目的を与える⁴⁷。

上述のように中国は総体国家安全観に基づく幅広い安全保障概念を標榜している。このことから、中国はCPTPP29.2条の「安全保障上の重大な利益」を広く自己規定し、CPTPP中の遵守が困難な多くの規定については同条を援用することで、高水準のルールに対するコミットメントを潜脱する可能性が危惧される。中国に誠実な義務の実施を求めれば、現締約国としては、加入交渉において中国に総体国家安全観の射程及びCPTPP29.2条の適用範囲の明確化を求めるとともに、濫用防止のための協議・監視制度の検討を要する。

もっとも、中国の濫用を意識して安全保障条項の間口を狭めることは、同時に日本にとっても規制裁量を狭める結果になり得る。このことは、日本の経済安全保障法制の根底にある中国への警戒感、加えて以下本節(3)で述べる米国中心のフレンド・ショアリングの新秩序への参加に鑑みて、政策的に望ましい結果にならない可能性がある。仮に安全保障条項の射程を明確化しないまま中国が加入すると、中国及び米国同盟国はCPTPP内で安全保障条項の援用について互いにフリーハンドを保持しつつ、相互にその濫用について非難を応酬するにとどまり、通商制限が相互に継続される縮小均衡に陥ることが懸念される。

(3) フレンド・ショアリングの出現—経済安全保障の通商枠組み—

トランプ政権下では301条関税ほか多様な手段で米中貿易の分断を図ってきたが、加えてコロナ禍のサプライチェーン分断にもかかわらず、実際のところ、2021年の米中貿易は史上最高額に達した⁴⁸。むしろ多くの品目について貿易額は増加あるいは少なくとも横ばいであり、デカップリングは安全保障関連物資や直接投資が中心となっていることが指摘される⁴⁹。

他方、米中デカップリングのみならず、コロナ禍では特にロックダウンが度重なる「世界の工場」中国、また半導体生産の中核をなす台湾・韓国において生産・流通の停滞を招いた結果、サプライチェーンの脆弱性が意識された⁵⁰。バイデン大統領は政権発足早々これを安全保障上の課題として問題点と対応策の検討を指示し⁵¹、2021年6月に半導体、大容量蓄電池、医薬品、重要鉱物(希土類など)の4分野に関する報告書が⁵²、更に2022年2月には、公衆衛生、エネルギー、運輸、安全保障関連、情報通信技術、農業・食糧の6分野につき分野別の報告書が、それぞれ公表された⁵³。

更に2022年2月以降のロシアのウクライナ侵攻により、その戦禍及び制裁のために、食料や鉱物資源・燃料の供給が滞っていることが指摘されている⁵⁴。このことは、一層サプライチェーン強靱化の必要性を強く認識させるに至っている。

一連の事態を受けて、米・イエレン財務長官は、重要資源や技術を地政学上のレバレッジとして利用されないよう、法の支配などの価値共有や安全保障の点で信頼あるパートナーとの間で「自由にして安全な貿易」を志向するとともに、こうしたパートナー国間でサプライチェーンを構築するフレンド・ショアリング(“friend-shoring”)の重要性を訴えている⁵⁵。このような認識に伴い、バイデン政権下では、安全保障・政治対話のスキームの利用も含め、戦略物資・技術の囲い込みにつながる新たな通商枠組みが生まれつつある。

上記のような現行協定と安全保障の関係の変化に加えて、こうしたフレンド・ショアリングの枠組みもまた、新しい貿易と安全保障の接近・摩擦の顕在化として注目すべき展開である。以下、その代表的な取り組みをいくつか概観する。

(a) 米国・EU 貿易技術評議会

現時点で最も具体的な成果に結びついているのは、米国・EU 貿易技術評議会（Trade and Technology Council—TTC）である。米 EUTTC は双方の貿易・投資拡大、新たな貿易の技術障壁の回避、技術・デジタル課題・サプライチェーンに関する主要政策での協力等を目標とし、サプライチェーン（含・半導体）、輸出管理、投資審査、安全保障・人権の脅威となる技術濫用等、合計 10 の作業部会を傘下に設置した⁵⁶。

まず、2021 年年 9 月の第 1 回会合ではピッツバーグ声明を採択し、投資審査、輸出管理、AI、半導体、及びグローバル通商課題の 5 分野について、今後の具体的な協力課題を設定した⁵⁷。投資審査及び輸出管理が安全保障上の関心に基づいていることは明白だが、AI についてもその開発・利用と民主主義・人権との適合性が繰り返し言及されており、中国のウイグルや香港での弾圧における AI 利用が念頭に置かれていることが窺える。半導体についても、サプライチェーンの再調整（rebalance）、具体的にはサプライチェーンの透明性促進やその多様化確保などが謳われている。

2022 年 5 月の第 2 回会合ではパリ声明を採択し⁵⁸、半導体サプライチェーンにおける不足の早期警報メカニズムの設立、AI や IoT 等の標準化を目指す戦略標準化情報メカニズム（SSI）の設立、信頼性のある AI の運用指針（stewardship）等を検討する小委員会の設置等に合意した。特に安全保障の観点では、ロシアのウクライナ侵攻を受けて、対露制裁・輸出管理の実施について米・EU 間の「未だかつてない水準（unprecedented level）」での協力にも合意したが、この米 EU 協力が対露規制の実効性担保に相当程度寄与していることが指摘されている⁵⁹。

なお、パリ会合に先立つ 4 月には、同様の TTC が EU・インド間でも設置に合意されているが、組織・体制やアジェンダの詳細は未定である⁶⁰。

(b) 日米豪印首脳会合

日米豪印首脳会合（クアッド＜Quad＞）は、2021 年 9 月会合の共同声明⁶¹ から明らかのように、新型コロナウイルス感染症対応、気候変動、及び人材育成等幅広い地域協力を議論しており、経済を含め広く新しい安全保障上の課題に取り組むフォーラムと言える。フレンド・ショアリングの視点からは、当該会合で採択した「技術の設計、開発、ガバナンス及び利用に関する日米豪印原則」が注目される⁶²。この技術原則は、技術の設計・開発・利用等における民主的な価値及び普遍的人権の尊重を確認し、各論で技術の権威主義的監視・抑圧への使用禁止、技術の不正移転・窃取への対応、並びに価値を共有する同盟国及びパートナーとのサプライチェーン協力による安全保障強化に言及する。

また、2022 年 5 月会合の共同声明⁶³ は、重要・新興技術について、5G ビヨンドにおける相互運用・安全性の推進、4 カ国の半導体サプライチェーンの補完的関係の活用、バイオ技術や量子技術における協力等を申し合わせ、「重要技術サプライチェーンに関する原則の共通声明」⁶⁴ を採択した。サイバーセキュリティについては、デジタル製品のサプライ

チェーン上での潜在的リスクの特定・評価、政府調達における基本的ソフトウェアのセキュリティ基準の整合性確保等を約束し、「日米豪印サイバーセキュリティ・パートナーシップ：共同原則」⁶⁵を採択した。最後に気候変動については、「日米豪印気候変動適応・緩和パッケージ」(Q-CHAMP)⁶⁶を設立した。このパッケージには、経済・通商関係では、例えばグリーンな海運・港湾の実現、クリーンエネルギー協力、クリーンエネルギー・サプライチェーン強化などが含まれる。

(c) 繁栄のためのインド太平洋経済枠組み

繁栄のためのインド太平洋経済枠組み (Indo-Pacific Economic Framework for Prosperity—IPEF) は、2022年5月の日米首脳会談の機会に開催された日米豪印ほか13カ国による首脳級会合において設立された。その後程なくしてフィジーが参加、10月にはカナダも参加を表明し、15カ国の広域的なフォーラムを形成する。

同年9月のロスアンゼルス閣僚会合では、①貿易、②サプライチェーン、③クリーン経済、④公正な経済、の4つの柱 (pillar) を建て、それぞれの具体的な交渉項目に合意した⁶⁷。例えば①は、デジタル、貿易円滑化、環境、労働、②は、重要物資・分野の選定基準、危機対応メカニズムの構築、③は、エネルギー安全保障、温室効果ガス削減、④は反腐敗、税制などを、それぞれ含む。

経済安全保障の観点からは②が特に重要だが、交渉項目はサプライチェーンへの外的な衝撃 (“shock”) への対応が中心となる⁶⁸。以前タイ USTR 代表は、内容として IPEF が米 EU の TTC と類似の合意になることを示唆していたが⁶⁹、実際には、先端技術の標準化・互換性確保、輸出管理協力、AI 等新興技術の非権威主義的利用といった、安全保障や価値外交のより中核に近い課題は含まれず、TTC との比較において IPEF の安保色は薄い。

なお、市場アクセス約束を伴わない IPEF では、参加の利益確保が課題となる。このため、ロスアンゼルス閣僚会合では、米国はアップルなど国内 IT 大手 14 社の協力を得て、インドほか IPEF 参加新興・中所得国の女性 700 万人を対象としたデジタルツール活用の能力開発・向上教育イニシアチブ (“IPEF Upskilling Initiative”) の提供を約束した⁷⁰。

(d) 日米二国間枠組み

3つの参加者とレベルの異なるフォーラムが、バイデン政権下で設立されている。まず、日米経済政策協議委員会 (「経済版 2+2」) は、日本側から経産相・外相、米側から商務長官・国務長官が出席し、2021年7月に第1回閣僚会合が開催された。共同声明は、エネルギー安全保障、重要・新興物資・技術の輸出管理、戦略部門のサプライチェーン強靱化等、日米の幅広い経済安全保障上の協力関係に言及している⁷¹。

日米商務・産業パートナーシップ (Japan-U.S. Commercial and Industrial Partnership — JUCIP) は日米それぞれ経産相、商務長官が参加する。第1回閣僚級会合においては、①半導体、②輸出管理、③デジタル経済、および④貿易・投資の4分野での協力について議論した⁷²。特に①では、半導体協力基本原則にも合意した⁷³。

最後に、日本側から経済産業省、米国側から USTR のそれぞれ局長級が参加する日米通商協力枠組みは、これまで2022年2月、同年8月の2回開催され、労働 (サプライチェーンにおける強制労働の根絶)、環境 (低炭素製品・技術の促進)、デジタル (第三国 (中国

と思われる)の規制)、多国間フォーラムでの協力(APEC、G7等)等について議論した⁷⁴。

なお、上記3つのフォーラムのアジェンダはIPEFと重複が見られ、これらがIPEF交渉に向けた日米の意見の擦り合わせの場となっていることが窺える。特に経済版2+2は繰り返し「ルール」と「秩序」に言及していることから、IPEFのエンジンとしての役割が指摘されている⁷⁵。

(e) その他のフォーラム

米英豪で構成されるAUKUSは、2020年9月の共同首脳声明において、特にサイバー戦闘能力、AI、量子技術、及び追加的な海底戦闘能力に焦点を当て、共同戦闘能力と互換性の促進について協力することを謳っている⁷⁶。AUKUSは原子力潜水艦保有に関する協力を含む安全保障パートナーシップであり、必ずしも貿易・投資に焦点を当てたフォーラムではない。しかし3カ国はサプライチェーンや産業・技術基盤の統合深化にもコミットし、またその意義は、AIや量子コンピューターといった先端技術開発における3カ国の共同枠組みを構成することにあることが指摘される⁷⁷。その意味において、やはり関係国間の戦略物資・技術のフレンド・ショアリングの枠組みになり得る。

また、上記の経済安全保障志向のフレンド・ショアリングにおいては、友好国間の半導体サプライチェーン強靱化や投資促進が主要課題のひとつとされてきたが、更に半導体に特化した政策協調枠組みが構築されている。二国間では、米韓が2021年5月の首脳会談において半導体や先端技術に関する協力を合意し、同年11月に設置された半導体パートナーシップの会合を12月に開催した⁷⁸。また、米国はマレーシアとも2022年5月に半導体サプライチェーン強靱化に関する覚書を締結した⁷⁹。更に米国は、日韓台を含む半導体生産主要4カ国で「チップ4(Chips 4 Alliance)」の準備を水面下で進め、初回予備会合が2022年9月末に開催されたことを台湾が明らかにしている⁸⁰。会合は非公式でまだ議題設定はないとされているが⁸¹、国内生産活性化のための産業政策、輸出管理、サプライチェーンの多角化とマッピング、対内・対外投資などの課題が挙げられているとされる⁸²。

米台では、2021年12月に、技術貿易投資協力(Technology Trade and Investment Collaboration—TTIC)が設立され、半導体、5G、及び電気自動車を念頭に、貿易・投資拡大及びサプライチェーンの多様化を目的に協力する枠組みを目指す⁸³。更に米台は6月に米台21世紀通商イニシアチブ(US-Taiwan Initiative on 21st-Century Trade)の交渉開始に合意し、IPEF類似のアジェンダが設定されている⁸⁴。

同年12月の民主主義サミットにおいては、「輸出制限と人権イニシアチブに関する共同声明」が採択された⁸⁵。共同声明には米国のほか豪州、デンマーク、及びノルウェーを加えた4カ国が署名し、カナダ、フランス、オランダ、及び英国が支持を表明した⁸⁶。このイニシアチブにおいては、権威主義国家による反体制派抑圧のための先進技術利用を防止すべく、関連製品・ソフトウェア(具体的には監視カメラ、個人特定の認証技術、及び行動履歴追跡用のGPS等)の輸出制限につき、有志国が協力する。具体的には、今後、人権基準適用の指針となる自主的な行動規範の策定、共同行動のための政策連携、及び国内規制強化の手法に関する検討等が行われ、更に既に言及したクアッド、米EUTTC、及びJUCIPとの連携も示唆されている⁸⁷。上記のように既に米国はEARを人権保護目的で適用

しているが、米国1カ国の対応に終わり、中国企業はサプライチェーンの多様化等でこれを潜脱できた。よって、実効性を上げるためには、米国は主要国との連携を必要としている⁸⁸。日本はイニシアチブの署名国・賛同国には名を連ねていないが、外為法上の「国際的な平和及び安全の維持」の枠内での対応を検討していると報じられる⁸⁹。

(f) フレンド・ショアリングの課題

これらの新しい協力枠組みの多くは、潜在的には、サプライチェーン強靱化によって円滑で安定した国際的物流の確保や、また先端技術やインフラに対する対外投資促進によって、伝統的な国際貿易・投資体制を補完する役割が期待できる。しかし他方で、これらは共通して、米国と中露との対立・競争を背景とした安全保障上の関心に基づき、戦略技術とそれに関連する物資を有志国・同盟国で囲い込むスキームに帰結し、自由・無差別を基本とする伝統的な国際貿易・投資秩序と矛盾する可能性を内包する。

例えば、米 EUTTC やチップ4も、輸出管理に関わる取り決めや協力に合意する場合、GATT11条との整合性が問題となる。また、米 EUTTC の SSI メカニズム、また電気自動車の運転要件や認証方法の相互性確保は、非参加国製品の市場アクセスに対して非関税障壁となり⁹⁰、場合によっては、貿易の技術的障害に関する協定（TBT 協定）適合性が問われる。IPEF における農業や貿易円滑化は参加国間の非関税障壁の除去を目指すものだが、これも非参加国に対する差別を構成する可能性がある。こうした一部参加国内の非関税障壁の自由化は、本来は GATT24 条に従って FTA 又は関税同盟を結成しなければ許容されないが、フレンド・ショアリング枠組みはこうした規律を迂回し、MFN 原則を侵食する。

また、これらの枠組みは、伝統的な軍事・防衛上の安全保障に加えて、技術、人権、気候変動、及びサプライチェーン等、新しい安全保障概念も反映している。仮にこうした枠組みが既存の貿易・投資規律における自由化・無差別原則に整合しない場合、これらが GATT21 条をはじめとした安全保障条項によってカバーされるか否かが問題になるが、上記のように現行の安全保障条項の範囲はかように広い関心事項に対応するものとは解されない。特に輸出管理の新たなスキームによる制限は、その規律対象が WA など既存の国際安全保障貿易管理レジームの外側に及ぶ場合、「安全保障上の重大な利益」のより明確な説明を求められることになろう。

(4) 対露制裁措置

昨今のロシアによるウクライナ侵攻を理由とした対露制裁も、安全保障と通商の交錯の典型的な事象と言える。日本は、輸出については軍事転用可能な機微技術・先端物資、奢侈品、産業基盤強化に関する物資の制限、輸入についてはアルコール・木材等の制限及び WTO 協定上の MFN の停止と関税引き上げ等を実施した。更に、外為法によって特定個人・組織に対する金融制裁（資産凍結等）も実施されている⁹¹。

同様の措置については、イギリス、オーストラリア、カナダ、EU など米国の同盟国が共同歩調を取って発動しており⁹²、特に輸出管理については、米国をはじめ計 38 カ国がグローバル輸出管理同盟（Global Export Controls Coalition）を構成する⁹³。上記のとおり、その実施には米 EUTTC における両国間協力が奏功していることが指摘され、また半導体供給の不足により、既にロシアの戦争遂行能力に影響が現れているという⁹⁴。

こうした措置は、輸出入を問わずその制限につながるかぎり GATT11 条 1 項に反し、またロシア・ベラルーシのみを対象とすることから、同 13 条 1 項・2 項にも反する。また、MFN 停止は GATT1 条 1 項、またその結果譲許税率を超える関税を課すことになれば、同 2 条 1 項(b)違反が問われることになる。

他方、今回の事態は明らかな戦争状態であって、とりわけウクライナにとっては、GATT21 条 (b) (iii) の「戦時その他国際関係の緊急時」に該当することに疑いはない。また、交戦国以外の制裁実施国にとっても、ウクライナにおける武力行使の事実併せて、プーチン大統領自身が敵対関係や核攻撃の可能性等に言及することにより、ロシアが国際社会にもたらす脅威は少なくとも「国際関係の緊急時」に相当する水準に達しており、自国の安全保障との関係において「安全保障上の重大な利益」の明示は容易であろう⁹⁵。措置の必要性、すなわち、「安全保障上の重大な利益」と措置の関連性については、自国のロシアとの関係、また規制対象物資（特に軍事転用可能な物資か、あるいは単なるエコノミック・ステイトクラフトか）によって、より詳細な検討を要するが、一般論としては、ウクライナ情勢は特に GATT21 条 (b) (iii) が想定する典型的な事態であり、対露制裁は同条における正当化が容易であるものと考えられる。

結び—貿易と安全保障の新展開と今後の日本—

自由貿易体制の基礎となる WTO は、第 12 回閣僚会議 (MC12) の妥結で一息ついた感はあるも、上級委員会の機能停止に見られるように、引き続き危機的状況にある。またその代替・補完的機能を期待された CPTPP も、米国の離脱、そして中国の加入申請により、試練に直面している。昨今の安全保障目的と称される通商制限の横行、その背景にある安全保障概念の拡大は、自由・無差別な市場アクセスを基礎とした伝統的な多国間自由貿易体制の基本原則を蝕むおそれがある。加えて、今後は米国を中心とした貿易と安全保障を接合する新たなフレンド・ショアリングの枠組みの下、同盟国・有志国の間での物資・技術・情報の囲い込みが進行する可能性が生じている。こうした「信頼ある自由貿易」が行き過ぎれば、デカップリングやブロック経済化をもたらし、伝統的な多国間自由貿易体制の弱体化・周辺化がいつそう進むことが危惧される⁹⁶。

米国と安全保障上の同盟関係にある一方、対中経済依存度の高い日本としては、米中デカップリングの中での急激な二者択一的な政策選択には困難を伴う。また、市場規模を背景に一方的措置に依拠する米中のようなパワーゲームによる利益の実現も、日本の政策選択肢にはない。結局のところ、日本にとっての最善の選択は、法の支配に依拠した多国間通商体制を維持することであり、それは経済安全保障が重視するサプライチェーンの強靱化・多角化の基礎にもなる。

そうであれば、日本は貿易の安全保障化がもたらす自由貿易体制への中長期的な影響について慎重に評価することが必要となる。貿易・投資ルールの実施において、安易な安全保障条項の援用を慎むことはもとより、昨今のフレンド・ショアリングや経済安全保障論に著しく傾斜することにも慎重であるべきだ。日本を取り巻く地政学的状況の厳しさは否定できない一方、「信頼ある自由貿易」体制の確立は、日本が拠って立つべき多国間通商体制を毀損するおそれがあることにも十分に留意すべきだろう。日本の置かれた状況からして、多国間通商体制がもたらす安定的な通商環境の維持もまた日本の経済安全保障の一部

であることは明白であり、かかる視点からの国益にかなう政策選択が求められる。

もとより経済安全保障の確保は自由貿易と矛盾するものではない。鈴木一人は、サプライチェーンに参加する国はどの国もその中で何らかの強みを持ち、チョークポイントを形成し得るので、そこから排除されることのないよう、自由貿易の堅持が経済安全保障上最も重要であると論じる⁹⁷。また、日本自身がWTO協定を中心とした国際自由貿易体制と経済安全保障の整合性に十分留意している。経済安全保障推進法90条は、経済安全保障が国際的義務を損なうものであってはならない旨を規定しており、そうした認識の証左であろう。

* 本章は本研究会中間報報告書所収の同タイトルの拙稿を、その後の展開を踏まえて加筆・修正をおこなったものである。特に3. (3) 3. (4)を大幅に加筆した。

** 脱稿(2022年11月16日)の後に、米EUTTC第3回会合、IPEF第1回交渉会合が開催され、またWTOでは、GATT21条の解釈・適用が論じられた米国・鉄鋼及びアルミ製品事件(DS544ほか)及び米国・香港原産地表示事件(DS597)のパネル報告が公表された。いずれも時期的に本稿に反映できなかったため、稿を改めて論じたい。

— 注 —

- 1 通商協定と安全保障の距離感につき、風木淳「貿易と安全保障—実務家から見た法の支配—」『国際法研究』第4号(2016年3月)39頁以下を参照。
- 2 Panel Report, *Russia – Measures concerning Traffic in Transit*, WT/DS512/R, April 5, 2019, para. 7.81.
- 3 直近の状況は、磯部真一「バイデン政権でも続く対中強硬策、次なる焦点は対外投資審査か(米国)」地域・分析レポート、JETRO、2021年9月1日<<https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/2021/aa30d3f24aedb238.html>> 2022年11月7日アクセスを参照。
- 4 Panel Report, *Saudi Arabia – Measures Concerning the Protection of Intellectual Property Rights*, WT/DS567/R, June 16, 2020.
- 5 Request for the Establishment of a Panel by China, *United States – Certain Measures on Steel and Aluminium Products*, WT/DS544/8, October 19, 2018. 中国のほか、インド、EU、ノルウェー、ロシア、スイス、トルコ(協議要請順)の申立てによるパネルが設置されている。
- 6 Request for the Establishment of a Panel, *Japan – Measures Related to the Exportation of Products and Technology to Korea*, WT/DS590/4, June 19, 2020.
- 7 以下、GATT21条の解釈に関する議論の詳細は、川瀬剛志「【WTOパネル・上級委員会報告書解説③】ロシア—貨物通過に関する措置(DS512)—安全保障例外(GATT21条)の射程—」RIETI Policy Discussion Paper Series 20-P-004、(独)経済産業研究所(2020年2月); 川瀬剛志「サウジアラビア・知的財産権保護措置事件パネル報告—カタール危機とWTOの安全保障条項—」Special Report、(独)経済産業研究所、2020年7月24日<https://www.rieti.go.jp/jp/special/special_report/120.html> 2022年11月7日アクセスを参照。
- 8 *Russia – Traffic in Transit* (Panel), para.7.100.
- 9 *Ibid.*, paras.7.53–7.104.
- 10 *Saudi Arabia – IP Rights* (Panel), paras.7.244–7.248.
- 11 *Russia – Traffic in Transit* (Panel), paras.7.130–7.140; and *Saudi Arabia – IP Rights* (Panel), paras. 7.249–7.254.
- 12 特にサウジアラビア・知的財産権事件パネルは、①の説明義務を一般的に「最低限満足のいくもの(minimally satisfactory)」で事足りると説明しており、関係する国際関係の緊急時の切迫性に比例してこの基準を設定したロシア・貨物通過事件パネルよりも、低い説明基準を設定していることが窺える。

- Saudi Arabia – IP Rights* (Panel), para. 7.281.
- 13 「大韓民国向け輸出管理の運用の見直しについて」経済産業省、2019年7月1日 <<https://www.meti.go.jp/press/2019/07/20190701006/20190701006.html>> 2022年11月7日アクセス。3品目運用見直しについては同月4日より実施、ホワイト国除外については、上記発表によりパブリックコメントを募集し、後日政令改正を閣議決定している。「輸出貿易管理令の一部を改正する政令が閣議決定されました」経済産業省、2019年8月2日 <<https://www.meti.go.jp/press/2019/08/20190802001/20190802001.html>> 2022年11月7日アクセス。
- 14 エコノミック・ステイトクラフトの定義と類型につき、以下を参照。David A. Baldwin, *Economic Statecraft*, new ed. (Princeton: Princeton University Press, 2020), chap. 2; Michael Mastanduno, “Economic Statecraft,” in Steve Smith, Amelia Hadfield and Tim Dunne eds., *Foreign Policy: Theories, Actors, Cases*, 3rd ed. (Oxford: Oxford University Press, 2016), pp. 224–227.
- 15 鈴木一人「エコノミック・ステイトクラフトと国際社会」村山裕三編著『米中の経済安全保障戦略—新興技術をめぐる新たな競争』（芙蓉書房出版、2021年）11、26頁。
- 16 日本国際問題研究所『戦略年次報告2019：自由・公正で透明性のあるルールに基づいた国際秩序の構築は可能か』（日本国際問題研究所、2019年）41頁 <https://www2.jiia.or.jp/pdf/strategic_annual_report/Jiia_strategic_annual_report2019_jp.pdf> 2022年11月7日アクセス。Henry Farrell and Abraham L. Newman, “Weaponized Interdependence: How Global Economic Networks Shape State Coercion,” *International Security*, vol.44 no.1 (August, 2019) pp.41 ff.
- 17 鈴木「エコノミック・ステイトクラフトと国際社会」26頁。
- 18 同上、27–28頁。同様に日本の措置をエコノミック・ステイトクラフトと評価する意見として、Aurelia George Mulgan, “Is Japan Weaponising Trade against South Korea?,” *East Asia Forum*, November 22, 2019 <<https://www.eastasiaforum.org/2019/11/22/is-japan-weaponising-trade-against-south-korea/print/>>, accessed on November 7, 2022 を参照。
- 19 3品目見直しのGATTの原則及び安全保障条項への適合性に関する詳細については、以下を参照。川瀬剛志「WTO協定と安全保障貿易管理制度の法的緊張関係—2019年日韓紛争をめぐる覚書—」『上智法學論集』第64巻第3・4号（2021年3月）75頁以下；塩尻康太郎「韓国向け輸出管理の運用の見直しに関する法的考察—GATT第21条(b)(ii)をめぐる議論を中心に—」『国際法研究』第9号（2021年3月）90頁以下。James M. Claxton, Luke Nottage and Brett Williams, “Litigating, Arbitrating and Mediating Japan–Korea Trade and Investment Tensions,” *Journal of World Trade*, vol. 54, no.4 (August, 2020), pp. 591ff.
- 20 *CC/Devas Ltd. v. India*, PCA Case No. 2013-09, Jurisdiction and Merits, July 25, 2016, paras.243–245; and *Certain Questions of Mutual Assistance in Criminal Matters (Djib. v. Fr.)*, Judgement, ICJ Reporter vol.2008 (2008), pp.177, 229, 280–82.
- 21 Tsuyoshi Kawase, “Trade, Security, and Constitutionalism at Crossroads: Achieving the Right Balance between the Regulatory Power of WTO and National Sovereignty,” *Japanese Yearbook of International Law*, vol. 64 (February, 2022), pp.83–89.
- 22 Hitoshi Nasu, “The Global Security Agenda: Securitization of Everything?,” in Robin Geiß and Nils Melzer eds., *The Oxford Handbook of the International Law of Global Security* (Oxford: Oxford University Press, 2021), pp. 38–39 (“a self-referential practice to construct a shared understanding of an existential threat and the collective response to that threat”).
- 23 *Ibid.*, pp. 37–38.
- 24 White House, *National Security Strategy* (Washington, D.C., 2022) <<https://www.whitehouse.gov/wp-content/uploads/2022/10/Biden-Harris-Administrations-National-Security-Strategy-10.2022.pdf>>, accessed on November 7, 2022.
- 25 概要は、角崎信也「中国『国家安全法』の要点」China Report Vol. 1、日本国際問題研究所、2015年11月27日 <<https://www.jiia.or.jp/column/ChinaReport01.html>> 2022年11月7日アクセス、及び角崎信也「『総体国家安全観』の位相」China Report Vol. 2、日本国際問題研究所、2015年11月27日 <<https://www.jiia.or.jp/column/ChinaReport02.html>> 2022年11月7日アクセスを参照。
- 26 Joyeeta Gupta and Hilmer Bosch, “Climate Change and Security,” in Geiß and Melzer eds., *Handbook of Global Security*, pp. 548ff.
- 27 Executive Order 14008 of January 27, 2021: Tackling the Climate Crisis at Home and Abroad, *Federal Register*, vol. 86, no. 19, February 1, 2021, pp. 7019 ff.

- 28 J. Benton Heath, “Pandemics and Other Health Emergencies,” in Geiß and Melzer eds., *Handbook of Global Security*, pp. 548ff; and Susan Peterson, “Global Health and Security: Reassessing the Links,” in Alexandra Gheciu and William C. Wohlforth eds., *The Oxford Handbook of International Security* (Oxford: Oxford University Press, 2019), pp.624–627.
- 29 Addition of Certain Entities to the Entity List, *Federal Register*, vol. 84, no. 196, October 9, 2019, pp. 54002ff.
- 30 Ulrike Will, *Climate Border Adjustments and WTO Law: Extending the EU Emissions Trading System to Imported Goods and Services* (Leiden: Brill Nijhoff, 2020), p.205.
- 31 川瀬剛志「新型コロナウイルスと国際通商ルール」Special Report、(独)経済産業研究所、2020年4月16日 <https://www.rieti.go.jp/jp/special/special_report/115.html> (2022年11月7日アクセス)。
- 32 風木「貿易と安全保障」41頁。
- 33 Nasu, “The Global Security Agenda,” p.39.
- 34 *Ibid.*, pp.50–51.
- 35 Timothy Meyer and Todd N. Tucker, “Trump’s Trade Strategy Points the Way to a U.S. Carbon Tariff,” *Lawfare*, August 24, 2020 <<https://www.lawfareblog.com/trumps-trade-strategy-points-way-us-carbon-tariff>>, accessed on November 7, 2022.
- 36 *Russia – Traffic in Transit* (Panel), para.7.130.
- 37 Pieter Van Vaerenbergh and Angshuman Hazarika, “Climate Change as a Security Risk: Too Hot to Handle?,” *Journal of World Trade*, vol.54, no. 3 (June, 2020), pp.422–426.
- 38 J. Benton Heath, “The New National Security Challenge to the Economic Order,” *The Yale Law Journal*, vol.129, no. 4 (February, 2020), p. 1024.
- 39 *Ibid.*, pp. 1063–1080; Kawase, “Trade, Security, and Constitutionalism at Crossroads,” pp.96–111.
- 40 Heath, “The New National Security Challenge to the Economic Order,” pp. 1080–1096.
- 41 渡邊真理子、加茂具樹、川島富士雄、川瀬剛志「中国のCPTPP参加意思表明の背景に関する考察」RIETI Policy Discussion Paper Series 21-P-016、(独)経済産業研究所(2021年9月)、24–32頁 <<https://www.rieti.go.jp/jp/publications/pdp/21p016.pdf>> 2022年11月7日アクセス。
- 42 Henry Gao and Weihuan Zhou, “China’s Entry to CPTPP Trade Pact Is Closer than You Think,” *Nikkei Asia*, September 20, 2021 <<https://asia.nikkei.com/Opinion/China-s-entry-to-CPTPP-trade-pact-is-closer-than-you-think>>, accessed on November 7, 2022.
- 43 “Nothing in this Agreement shall prevent either Contracting Party from applying prohibitions or restrictions to the extent necessary for the protection of its essential security interests, or for the prevention of diseases and pests in animals or plants.” (emphasis added.)
- 44 “The provisions of this Agreement shall not in any way limit the right of either Contracting Party to apply prohibitions or restrictions of any kind or take any other action which is directed to the protection of its essential security interests, or to the protection of public health or the prevention of diseases in pests or animals or plants.” (emphasis added.)
- 45 *Deutsche Telekom v. India*, PCA Case No. 2014-10, Interim Award, December 13, 2017, paras. 353–356; and *CC/Devas Ltd. v. India*, PCA Case No. 2013-09, July 25, 2016, Jurisdiction, paras. 243–245.
- 46 *Deutsche Telekom v. India*, para.281 (“[I]t cannot see how, on any reasonable reading of Article 12, other ‘societal needs’… appearing side by side with the strategic interests…could be included within the ‘essential security interests’ without distorting the natural meaning of such term.”)
- 47 ただし、「公共の福祉に係る正当な目的」の例示として、安全保障は挙がっていない。
- 48 「2021年の米中貿易、輸出入額ともに過去最高、半導体の輸入も増加」地域・分析レポート、JETRO、2022年3月29日 <<https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/2022/8f530d7e9147b49a.html>>。
- 49 戸堂康之「米中経済の分断とグローバル・サプライチェーンの再編」木村福成・西脇修編著『国際通商秩序の地殻変動—米中対立・WTO・地域統合と日本』(勁草書房、2022年)124–127頁。
- 50 Federico Suárez Ricaurte, “Understanding Supply Chain Disruptions during the COVID-19 Pandemic,” *McGill Business Law Platform*, Feb. 22, 2022 <<https://www.mcgill.ca/business-law/article/understanding-supply-chain-disruptions-during-covid-19-pandemic>>, accessed on November 7, 2022.
- 51 Executive Order 14017 of February 24, 2021: America’s Supply Chains, *Federal Register*, vol. 86, no. 38, February 24, 2021, pp. 11849 ff.
- 52 White House, *Building Resilient Supply Chains, Revitalizing American Manufacturing, and Fostering Broad-*

- Based Growth: 100-Day Reviews under Executive Order 14017* (Washington D.C., 2021) <<https://www.whitehouse.gov/wp-content/uploads/2021/06/100-day-supply-chain-review-report.pdf>>, accessed on November 7, 2022.
- 53 各報告書の概要は以下の統括レポートを参照。White House, *Executive Order on America's Supply Chains: A Year of Action and Progress* (Washington D.C., 2022) <<https://www.whitehouse.gov/wp-content/uploads/2022/02/Capstone-Report-Biden.pdf>>, accessed on November 7, 2022.
- 54 “The Supply of Critical Raw Materials Endangered by Russia’s War on Ukraine,” OECD, August 4, 2022 <<https://www.oecd.org/ukraine-hub/policy-responses/the-supply-of-critical-raw-materials-endangered-by-russia-s-war-on-ukraine-e01ac7be/>>, accessed on November 7, 2022; “War in Ukraine Drives Global Food Crisis,” WFP, June 24, 2022, <<https://www.wfp.org/publications/war-ukraine-drives-global-food-crisis>>, accessed on November 7, 2022; “The War in Ukraine Is Fuelling a Global Food Crisis,” Reuter Graphics <<https://graphics.reuters.com/UKRAINE-CRISIS/FOOD/zjvqkgomjvx/>>, accessed on November 7, 2022.
- 55 “Transcript: US Treasury Secretary Janet Yellen on the Next Steps for Russia Sanctions and ‘Friend-Shoring’ Supply Chains,” Atlantic Council, April 13, 2022, <<https://www.atlanticcouncil.org/news/transcripts/transcript-us-treasury-secretary-janet-yellen-on-the-next-steps-for-russia-sanctions-and-friend-shoring-supply-chains/>>, accessed on November 7, 2022.
- 56 “EU-US Launch Trade and Technology Council to Lead Values-Based Global Digital Transformation,” European Commission, June 15, 2021 <https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_21_2990>, accessed on November 7, 2022. TTCの概要につき、前田篤穂「米欧主導の国際ルール形成に向けた新プラットフォーム～米国・EU貿易技術評議会（TTC）の政策的示唆～」NPI Commentary、中曽根平和研究所（2022年6月）<<https://npi.or.jp/research/2022/06/13154038.html>> 2022年11月7日アクセスを参照。
- 57 “EU-US Trade and Technology Council Inaugural Joint Statement,” European Commission, September 29, 2021 <https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/STATEMENT_21_4951>, accessed on November 7, 2022.
- 58 “EU-U.S. Joint Statement of the Trade and Technology Council 16 May 2022 Paris-Saclay, France,” European Commission, May 16, 2022 <<https://circabc.europa.eu/ui/group/09242a36-a438-40fd-a7af-fe32e36cbd0e/library/14bf0332-62ee-411b-8c74-bea38cd79efb/details>>, accessed on November 7, 2022.
- 59 高山嘉顕「対露輸出管理等の国際連携」国問研戦略コメント（2022-07）、国際問題研究所、2022年4月27日 <https://www.jiia.or.jp/strategic_comment/2022-07.html> 2022年11月7日アクセス。
- 60 “EU-India: Joint Press Release on Launching the Trade and Technology Council,” European Commission, April 25, 2022 <https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/IP_22_2643>, accessed on November 7, 2022.
- 61 「日米豪印首脳共同声明（仮訳）」外務省、2021年9月24日 <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100238176.pdf>> 2022年11月7日アクセス。
- 62 「技術の設計、開発、ガバナンス及び利用に関する日米豪印原則（仮訳）」外務省、2021年9月24日 <<https://www.mofa.go.jp/files/100238184.pdf>> 2022年11月7日アクセス 2022年11月7日アクセス。
- 63 「日米豪印首脳会合共同声明」外務省、2022年5月24日 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/nsp/page1_001188.html> 2022年11月7日アクセス。
- 64 「重要技術サプライチェーンに関する原則の共通声明（仮訳）」外務省、2022年5月24日 <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100347970.pdf>> 2022年11月7日アクセス。
- 65 「日米豪印サイバーセキュリティ・パートナーシップ：共同原則（仮訳）」外務省、2022年5月24日 <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100347891.pdf>> 2022年11月7日アクセス。
- 66 「気候変動における日米豪印協力『日米豪印気候変動適応・緩和パッケージ（Q-CHAMP）』概要」外務省、2022年5月24日 <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100347887.pdf>> 2022年11月7日アクセス。
- 67 4本柱の閣僚声明については、「西村経済産業大臣がインド太平洋経済枠組み（IPEF）閣僚会合に出席しました」経済産業省、2022年9月13日 <<https://www.meti.go.jp/press/2022/09/20220913006/20220913006.html>> 2022年11月7日アクセスを参照。
- 68 Aidan Arasingham et al., “IPEF Comes into Focus at LA Ministerial,” CSIS, Sept. 12, 2022 <<https://www.csis.org/analysis/ipef-comes-focus-la-ministerial>>, accessed on Nov. 7, 2022.
- 69 “Tai Sees ‘Parallels’ between Indo-Pacific Economic Framework, U.S.-EU TTC,” *Inside U.S. Trade*, January 14, 2022, pp.1, 6–7.
- 70 “Fact Sheet: Indo-Pacific Economic Framework for Prosperity Upskilling Initiative for Women and Girls,”

- USDOC, September 8, 2022 <<https://www.commerce.gov/news/fact-sheets/2022/09/fact-sheet-indo-pacific-economic-framework-prosperity-upskilling>>, accessed on November 7, 2022.
- 71 「日米経済政策協議委員会共同声明 経済安全保障とルールに基づく秩序の強化（仮訳）」外務省、2022年7月29日 <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100376269.pdf>> 2022年11月7日アクセス。
- 72 「ファクトシート：日米商務・産業パートナーシップ（JUCIP）閣僚会議（仮訳）」経済産業省、2022年5月4日 <<https://www.meti.go.jp/press/2022/05/20220506002/20220506002-2.pdf>> 2022年11月7日アクセス。
- 73 「半導体協力基本原則（仮訳）」経済産業省、2022年5月4日 <<https://www.meti.go.jp/press/2022/05/20220506002/20220506002-4.pdf>> 2022年11月7日アクセス。
- 74 “Readout of the Second Meeting of the U.S.-Japan Partnership on Trade,” USTR, August 25, 2022 <<https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2022/august/readout-second-meeting-us-japan-partnership-trade>>, accessed on November 7, 2022; and “Readout of the First Round of Meetings of the U.S.-Japan Partnership on Trade,” March 1, 2022 <<https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2022/march/readout-first-round-meetings-us-japan-partnership-trade>>, accessed on November 7, 2022.
- 75 森永輔「伝統的安全保障にとどまらない『日米同盟 3.0』がスタート」『日経ビジネス』2022年8月4日 <<https://business.nikkei.com/atcl/gen/19/00179/080300124/>> 2022年11月7日アクセス（佐橋亮東京大学准教授インタビュー）。
- 76 “Joint Leaders Statement on AUKUS,” White House, September 15, 2021 <<https://www.whitehouse.gov/briefing-room/statements-releases/2021/09/15/joint-leaders-statement-on-aukus/>>, accessed on November 7, 2022.
- 77 Matthew Bondy, “AUKUS Is Not Just about Subs: It’s about Advanced Technology,” CIGI, December 10, 2021 <<https://www.cigionline.org/articles/aukus-is-not-just-about-subs-its-about-advanced-technology/>>, accessed on November 7, 2022; and Arzan Tarapore, “AUKUS Is Deeper than Just Submarines,” *East Asia Forum*, September 29, 2021 <<https://www.eastasiaforum.org/2021/09/29/aukus-is-deeper-than-just-submarines/>>, accessed on November 7, 2022.
- 78 “Fact Sheet: United States – Republic of Korea Partnership,” The White House, May 21, 2021 <<https://www.whitehouse.gov/briefing-room/statements-releases/2021/05/21/fact-sheet-united-states-republic-of-korea-partnership/>>, accessed on November 7, 2022; and “S. Korea, U.S. Launch New Dialogue on Semiconductor Partnership,” *Yonhap News Agency*, December 9, 2021, <<https://en.yna.co.kr/view/AEN20211209005700320>>, accessed on November 7, 2022.
- 79 “Joint Press Release: U.S. Department of Commerce and Malaysian Ministry of International Trade and Industry Sign Memorandum of Cooperation to Strengthen Semiconductor Supply Chain Resiliency and Promote Sustainable Growth,” USDOC, May 11, 2022 <<https://www.commerce.gov/news/press-releases/2022/05/joint-press-release-us-department-commerce-and-malaysian-ministry>>, accessed on November 7, 2022. 「マレーシア、半導体サプライチェーン強靱化の覚書を米国と締結」ビジネス短信、JETRO、2022年5月12日 <<https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/05/fb58d9c930123b2c.html>> 2022年11月7日アクセス。
- 80 「半導体供給網巡る米日韓台の『チップ4』が予備会合開催＝台湾」ロイター、2022年9月30日 <<https://jp.reuters.com/article/taiwan-chips-alliance-idJPKBN2QV0B9>> 2022年11月7日アクセス。
- 81 「米主導の『チップ4』で台湾企業の利益保護へ＝台湾高官」ロイター、2022年10月5日 <<https://jp.reuters.com/article/taiwan-economy-chips-idJPKBN2R00D5>> 2022年11月7日アクセス。
- 82 “News Analysis: U.S.-proposed ‘Chips 4 Alliance’ Could Coordinate Industrial Policy, Export Controls,” *Inside U.S. Trade*, August 26, 2022, pp.17–18.
- 83 “Secretary of Commerce Gina M. Raimondo Holds Introductory Call with the Taiwan Minister of Economic Affairs Mei-hua Wang,” USDOC, December 6, 2021 <<https://www.commerce.gov/news/press-releases/2021/12/secretary-commerce-gina-m-raimondo-holds-introductory-call-taiwan>>, accessed on November 7, 2022.
- 84 “United States and Taiwan Announce the Launch of the U.S.-Taiwan Initiative on 21st-Century Trade,” USTR, June 2, 2022 <<https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2022/june/united-states-and-taiwan-announce-launch-us-taiwan-initiative-21st-century-trade>>, accessed on November 7, 2022.
- 85 “Joint Statement on the Export Controls and Human Rights Initiative,” White House, December 10, 2021 <<https://www.whitehouse.gov/briefing-room/statements-releases/2021/12/10/joint-statement-on-the-export-controls-and-human-rights-initiative/>>, accessed on November 7, 2022.
- 86 「監視技術の管理、米が主導、多国間で輸出規制、悪用阻止へ、中国の人権侵害に対抗」『日本経済新聞』2021年12月12日。

- 87 “Fact Sheet: Export Controls and Human Rights Initiative Launched at the Summit for Democracy,” The White House, December 10, 2021 <<https://www.whitehouse.gov/briefing-room/statements-releases/2021/12/10/fact-sheet-export-controls-and-human-rights-initiative-launched-at-the-summit-for-democracy/>>, accessed on November 7, 2022.
- 88 「監視技術の管理、米が主導、多国間で輸出規制、悪用阻止へ、中国の人権侵害に対抗」『日本経済新聞』2021年12月12日。
- 89 「人権侵害で輸出規制、ルール化、米欧と連携、顔認証技術など対象、政府検討」『日本経済新聞』2021年12月24日。
- 90 前田「TTCの政策的示唆」8頁。
- 91 日本の対露制裁措置一覧は以下を参照。「対ロシア等制裁関連」経済産業省 <https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/01_seido/04_seisai/crimea.html> 2022年11月7日アクセス。
- 92 各国措置の一覧は例えば以下を参照。“Russia’s Invasion of Ukraine: Tracking Sanctions against Russia,” Reuters Graphics <<https://graphics.reuters.com/UKRAINE-CRISIS/SANCTIONS/byvrjenzmve/index.html>>, accessed November 7, 2022. 制裁措置の概観と一般的な法的評価につき、中谷和弘「ロシアに対する経済制裁【ロシアのウクライナ侵攻——国際法の観点から】」『ジュリスト』第1575号（2022年9月）114頁以下を参照。
- 93 “Commerce Announces Addition of Iceland, Liechtenstein, Norway, and Switzerland to Global Export Controls Coalition,” USDOC, Apr. 8, 2022 <<https://www.commerce.gov/news/press-releases/2022/04/commerce-announces-addition-iceland-liechtenstein-norway-and>>, accessed November 7, 2022. 詳細は、高山「対露輸出管理」を参照。
- 94 「西側の対ロシア制裁、軍の補給能力を痛撃 米情報機関」CNN.co.jp、2022年10月20日 <<https://www.cnn.co.jp/world/35194926.html>>、2022年11月7日アクセス。
- 95 中谷「ロシアに対する経済制裁」115頁。川瀬剛志「ロシア排除が進むWTO体制—米国・同盟国による最恵国待遇（MFN）の停止—」コラム、（独）経済産業研究所、2022年3月14日 <https://www.rieti.go.jp/jp/special/special_report/152.html> 2022年11月7日アクセス。
- 96 津上俊哉「経済安保論が招きかねない『自由貿易体制』の崩壊」『外交』vol.68（2021年7月/8月）22頁以下。
- 97 「鈴木一人教授にインタビュー『経済安保は国全体の利益を守る。企業は自分で身を守りながらリスクを取れ』」週刊エコノミスト Online、2022年7月25日 <<https://weekly-economist.mainichi.jp/articles/20220802/se1/00m/020/051000c>> 2022年11月7日アクセス。